

入札参加資格審査申請について (令和 8、9 年度版 県外建設)

高知県 土木政策課 建設業振興担当

第1 入札参加資格制度について.....	- 2 -
(1)市町村入札参加資格を共同で受付.....	- 2 -
(2)入札参加資格の有効期間.....	- 2 -
(3)申請方法・申請期間.....	- 2 -
(4)経営事項審査の受審時期.....	- 2 -
(5)建設工事の入札参加資格者の要件.....	- 2 -
(6)その他の注意点.....	- 2 -
第2 申請方法等について.....	- 3 -
(1)申請方法.....	- 3 -
(2)IDとパスワードについて.....	- 3 -
1. 繼続して申請をする場合.....	- 3 -
2. はじめて入札参加資格を申請する場合.....	- 4 -
(3)添付書類について.....	- 5 -
(4)入札参加資格申請システムの入力画面について.....	- 5 -
1. ログインの方法.....	- 5 -
2. 申請方法.....	- 7 -
第3 資格決定通知書.....	- 17 -
第4 入札参加資格の変更・資格の取消し.....	- 17 -
(1)入札参加資格の変更.....	- 17 -
(2)入札参加資格の取消し.....	- 18 -
第5 入札参加資格の再審査・事前認可.....	- 18 -
(1)入札参加資格の再審査.....	- 18 -
1. 審査基準日.....	- 18 -
2. 提出書類.....	- 18 -
3. 審査方法.....	- 18 -
(2)その他の再審査.....	- 19 -
1. 審査基準日.....	- 19 -
2. 提出書類.....	- 19 -
3. 審査方法.....	- 19 -
(3)事業承継及び相続に係る認可の場合について.....	- 19 -
1. 事前認可とは.....	- 19 -
2. 事前認可制度を活用した場合の入札参加資格.....	- 19 -

第1 入札参加資格制度について

(入札参加資格の申請方法の説明は「第3 申請方法等について」を参照ください)

(1)市町村入札参加資格を共同で受付

高知県だけでなく、県内全市町村(高知市上下水道局を含む。)の入札参加資格を申請できます。なお、審査については、高知県が一括して審査します。

高知県が審査したものを、申請先の市町村に共有します。

(2)入札参加資格の有効期間

これまでの運用と変わらず、資格有効期間は2年間。

なお、中間年の申請(※)における資格有効期間は1年間となります。

※中間年の申請は、新規申請や業種追加の申請をいいます。

(3)申請方法・申請期間

「高知県入札参加資格共同電子申請システム」を使用して、申請してください。

リンクはこちら⇒ <https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>

申請期間は、申請日の属する年度の12月1日から県庁の最終開庁日まで(利用時間:8時～22時)。なお、補正期間は翌年の1月31日までとします。

(4)経営事項審査の受審時期

審査を実施する前年度の8月から審査を行う年度の7月までに経審を受審。

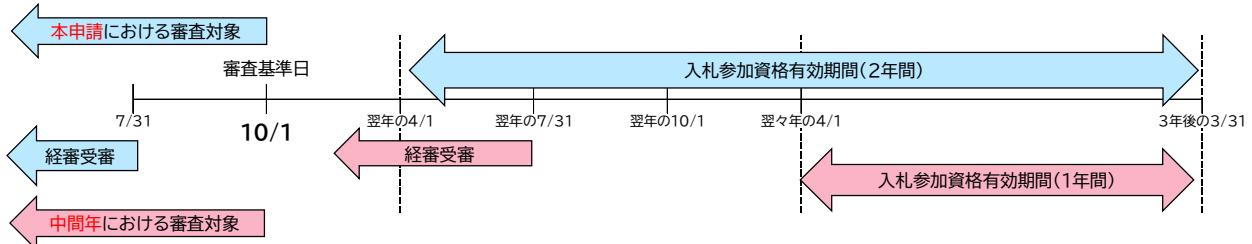
(5)建設工事の入札参加資格者の要件

- ① 審査基準日までに申請業種の建設業許可を受けていること。
- ② 申請業種について、審査基準日の直近の7月末までに到来した決算の経営事項審査を受けていること。
- ③ 審査基準日の前日(令和7年9月30日)までに納期限が到来した税金に滞納がないこと。
- ④ その他、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の第3条第5項の第4号から第8号までに掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと。

(6)その他の注意点

- ① 経営事項審査の有効期間が満了する(=経審切れになる)と、入札に参加できなくなるので十分注意して下さい。
- ② 高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力されたメールアドレスは、指名通知だけでなく、建設業の支援等を行うための事業に関して情報提供を行う際に活用することがございますので、ご了承のほどお願いします。(例:各種研修会の案内、制度改正の通知、県が行う事業で建設業者への支援等に資する情報提供 等)

(図解)



◎地域点数の算定期間を定める審査基準日(本申請・中間年で審査対象期間を統一)

本申請の場合:申請日の属する年度の10月1日

中間年の場合:申請日の属する年度の前年度の10月1日

◎経審を受けていなければならない事業年度終了時期(新規・業種追加を考慮し、中間年は直近の経審結果)

本申請の場合:申請日の属する年度の7月31日までに終了した事業年度

中間年の場合:申請日の属する年度の7月31日までに終了した事業年度

第2 申請方法等について

(1)申請方法

高知県入札参加資格共同電子申請システム(以下「入札参加資格申請システム」と呼ぶ。URL: <https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>)により申請します。

なお、高知県庁の土木政策課のホームページにおいて、以下のバナーを押下しても、入札参加資格申請システムにアクセスできます。

(バナー)



(2)IDとパスワードについて

入札参加資格の申請にあたっては、ログインをするためのIDとパスワードをあらかじめ取得することが必要となります。

1. 継続して申請をする場合

継続して入札参加資格を申請する事業者にあっては、前回申請時に使用したIDとパスワードを使用してください。

(注意点)

1	<p>(特に注意！！)</p> <p>ログインの際に、ID・パスワードを何度も間違えると、IDロックがかかります。</p> <p>パスワードを忘れた場合や、二、三度ログインに失敗する場合は、 <u>ID・パスワード入力項目下の「パスワードをお忘れの方はこちらへ」を押下するか、</u> <u>「パスワード確認申請」(URL: https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/nyusan-userside/dgn05/dgn050201)から確認を行ってください。</u></p> <p>§. 行政書士に入札参加資格の申請を依頼している場合は、申請用メールアドレスが行政書士のメールアドレスになっている場合がございますのでご注意ください。</p> <p>§. パスワード確認申請で用いる「秘密の言葉」はその場で決めてもらって大丈夫です。</p>
---	---

	万が一ロックがかかってしまった場合は、高知県庁土木政策課までお問い合わせください。
2	ID通知書に記載の初期パスワードは、一番最初のログイン時点で変更するよう促されます。 <u>変更後のパスワードについて、高知県庁やヘルプデスク等に問い合わせを行っても回答いたしかねますので、ご了承ください。</u>
3	一業者につき付与できるIDは一つまでなので、すでにIDが付与されている事業者から新規申請があっても新しいIDは発行できません。
4	ID通知書をなくしたり、パスワードを忘れた場合、「高知県電子申請サービス」でのIDの発行の申請では当該トラブルに対応できません。 ID通知書をなくした場合は、高知県庁土木政策課のメールアドレス(170201@ken.pref.kochi.lg.jp)まで、 <u>紛失した旨・業者名・建設業許可番号を記載したメール</u> を送付し、パスワードを忘れた場合は、注意点1番を参照し、ご対応ください。

2. はじめて入札参加資格を申請する場合

はじめて入札参加資格を申請する場合には、電子申請システムを利用するためのIDとパスワードを取得する必要がありますので、まずは「高知県電子申請サービス」(URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplayResult)から、付与申請を行ってください。

県外建設工事業者のID新規付与受付期間は、8月1日～12月20日です。

(注意点)

1	建設業許可を受けていない事業者に対してIDとパスワードの付与はできません。
2	<u>令和5年度の入札参加資格を保有していた事業者に対しては、令和6、7年度入札参加資格申請に際して、あらかじめIDとパスワードを付与しています。</u> そのため、該当する事業者から新規申請があった場合については、新規でIDとパスワードを発行せず、令和5年10月頃に郵送したID通知書をご確認いただきますようお願いします。 ID通知書を紛失した場合、高知県庁土木政策課のメールアドレス(170201@ken.pref.kochi.lg.jp)まで、 <u>紛失した旨・業者名・建設業許可番号を記載したメール</u> を送付してください。
3	<u>付与申請後、電子申請サービスから「整理番号」と「パスワード」が記載されたメールが届きますが、こちらは入札参加資格申請システムの「ID」、「パスワード」と異なりますので、ご注意ください。</u>
4	付与申請後、最短で1週間ほどで申請されたメールアドレス宛に利用者通知書を送付します。(業務状況や申請状況により異なりますのでご了承ください。)

(3)添付書類について

令和6、7年度の入札参加資格より、インターネット申請が可能になったことから、ほとんどの入力項目を画面から入力できるようになりました。

なお、以下の書類については、基本情報入力画面にて添付を要するものです。

1	国税の納税証明書(法人の場合はその3の3、個人の場合はその3の2)
2	主たる営業所が所在する都道府県税の納税証明書
3	主たる営業所が所在する市町村税の納税証明書
4	高知県税の納税証明書※1
5	年間委任状 ※2
6	様式第13号 ※2

※1 高知県内に営業所を設けている場合のみ。

※2 従たる営業所に入札・見積もり・契約等の権限を委任する場合に提出します。

(4)入札参加資格申請システムの入力画面について

(注意)以下掲載の画像は開発中のものであり、実際の画面と異なる場合がございます。

1. ログインの方法

入札参加資格共同電子申請システム

高知県と高知県内市町村等の入札参加資格を申請する・入札参加資格の申請内容を変更する場合は、

のボタンを押してログイン



①クリック

① 土木政策課のHPより、左の画面に表示されたバナーをクリック。

- 入札参加資格申請のスケジュール・IDの申請に関すること [入札参加資格関係](#)
- 入札参加資格申請の添付様式・要綱に関する事 [建設業関係様式・要綱ダウンロードサービス](#)



ログイン

②クリック

② ①をクリックすると、左のポータルサイトに遷移するので、ログインをクリック。





③ ②をクリックすると、左の画面が表示されるので、IDとパスワードを入力し、**ログイン**をクリック。

④ 初めて申請する方については、「新規申請の方はこちらへ」をクリック。
パスワードを忘れてしまった方については、「パスワードをお忘れの方はこちらへ」をクリック。

〈初めてログインをする方〉

土木政策課より発出された通知書の仮パスワードは、一番最初のログインにおいて、以下の画面により変更を求められます。**以降は、ここで設定したパスワードを使用することとなります**ので、お忘れにならないよう十分にお気をつけください。

パスワード変更

パスワードは8~20文字、2種類以上の文字で入力してください。
使用可能文字は、英大文字、英小文字、数字、記号 (!"#\$%&()^*+,.;<=>?@[]^_{}~) です。

ユーザーID	39000001
変更前パスワード	<small>必須</small>
変更後パスワード	<small>必須</small>
変更後パスワード	<small>(確認用)</small>

変更する >

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

※注意:仮パスワードと同じものは使えません。

2. 申請方法

〈トップ画面〉



高知県入札参加資格審査申請システム

株式会社県庁設備 様

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

① 申請済の入札参加資格審査申請が差戻されました。新規・継続申請より確認をお願いします。

② 新規・継続申請：審査中 ② 變更申請：審査完了 ②

③ お知らせ
【2023年10月01日】
令和6・令和7年度入札参加資格申請の受付を開始しました。

【2023年04月02日】
経営事項審査・入札参加資格審査日時予約について
過去のお知らせ >

④ 入札参加資格審査申請
令和XX・令和XX年度の入札参加資格審査事項を申請します。
差戻し時は申請内容を訂正することができます。
新規・継続申請

⑤ 申請書記載事項変更届
当年度の入札参加資格の変更を申請します。
変更申請

⑥ 資格決定通知
資格決定通知書をダウンロードします。
資格決定通知

⑦ 追加付帯資料送付
入札参加資格審査申請、又は変更届時に追加で資料を送付することができます。
資料送付

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

- ①: 土木政策課より差し戻しがあった場合に、お知らせをするバー
- ②: 現在の審査状況を確認できます。
- ③: システム添付資料等についてのお知らせが掲載されます。添付ファイルがある場合がありますので、別途ご確認のうえご活用ください。
- ④: 定期申請、中間年申請を行う項目です。操作方法は、次の〈定期申請、中間年申請の方法〉において説明いたします。
なお、中間年における業種追加は、⑤の変更届で申請する必要があるのでご注意ください。
- ⑤: 変更申請を行う項目です。詳しくは、「第5 入札参加資格の変更・資格の取消し」をご覧ください。
- ⑥: 資格決定通知をダウンロードできる画面に遷移します。ただし、高知県の入札参加資格に係る結果通知書しか確認できませんのでご注意ください。各市町村に係る結果通知書については、個別の市町村にご確認ください。
- ⑦: 高知県以外の各市町村が個別で求める追加付帯資料を送付できます。どのような資料をどの市町村が必要としているかは、③の項目の中の「【2025年05月15日】自治体別追加付帯資料について」をご確認ください。

〈定期申請、中間年申請の方法〉

I. 基本情報

(注)ここは押せません。

- ①: 経営事項審査の審査基準日を記載します。記載すべき日付は、**審査基準日の属する年度の前年度の8月から審査基準日の属する年度の7月まで**です。
- ②: 代表者の役職名を記載できます。テンプレートも準備していますが、10字まで自由に記載することができます。
- ③: 免税か課税かを選択してください。
- ④: FAX番号を記載してください。なお、FAX番号が存在しない場合、お手数ですが「999-999-9999」と記載し申請ください。
- ⑤: メールアドレスを記載してください。**入札用メールアドレスは、指名通知を受け取るなど、実際の入れで用いるアドレス、申請用メールアドレスは、本システムで使用するもので、パスワード確認申請や審査差し戻し情報の提供を受けるためのアドレス**です。
- ⑥: 納税証明書を添付してください。
- 国税.....「**その3の3(法人)**」、「**その3の2(個人)**」
- 県税.....主たる営業所が所在する都道府県の「**滞納していないことの証明**」
- 市町村税.....主たる営業所が所在する市町村の「**滞納していないことの証明**」。ただし、東京都23区内に所在する者については、添付を要しません。
- 高知県税.....**高知県内に営業所、事務所等が所在している場合のみ**必要です。当該営業所・事務所等の所在地を管轄する高知県県税事務所の「**滞納していないことの証明**」を添付してください。
- ⑦: 行政書士による代理申請を行った場合に、行政書士が記載する項目です。職印を捺印した委任状の添付とメールアドレスの記載をしてください。記載いただいたメールアドレスに対しても審査差し戻し情報や受付情報の送付をいたします。

(※)許可情報:現在の許可情報が自動的に反映されます。許可行政庁に対して変更届を提出している場合、変更届の審査が完了しないと従前の情報が表示されます。(県外の場合、許可情報の変更完了から、概ね2、3週間程度時間を要します。)

II. 申請・委任先選択

申請・委任先選択

高知県 委任なし 全委任

<input checked="" type="checkbox"/> 高知市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市上下水道局 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任
<input checked="" type="checkbox"/> 室戸市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任	<input checked="" type="checkbox"/> 安芸市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任
<input checked="" type="checkbox"/> 南国市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任
<input checked="" type="checkbox"/> 須崎市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任	<input checked="" type="checkbox"/> 宿毛市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任
<input checked="" type="checkbox"/> 土佐清水市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任	<input checked="" type="checkbox"/> 四万十市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任
<input checked="" type="checkbox"/> 香南市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任	<input checked="" type="checkbox"/> 香美市 <input type="radio"/> 委任なし <input checked="" type="radio"/> 全委任

どの自治体に申請をするか選べます。ご自身の経営判断において、どの自治体の入札参加資格を得たいか選んでください。

なお、申請業種は次の画面で申請します。

(内容の解説)

申請内容	解説
委任なし	本社(主たる営業所)だけで入札・契約を行うこと
全委任	支社・支店(従たる営業所)だけで入札・契約を行うこと

III. 営業所・申請業種選択

A.委任なしの場合

23	南国市	委任なし															
34	主たる営業所申請業種（本社）																
	土 建	大 左	と 石	屋 電	管 夕	銅 筋	舗 し	板 板	ガ 塗	防 内	機 機	絶 通	圓 圓	井 具	具 水	消 清	解
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>												

申請したい業種を選択するだけです。

ただし、チェックを入れられるのは、審査基準日時点で持っている建設業許可業種に限られており、かつ、経営事項審査を受審していることが条件となります。

B.委任ありの場合



「II. 申請・委任先選択」で「全委任」か「一部委任」を選ぶと、**営業所追加**のボタンが表示されます。

営業所選択

営業所名 検索

2023/04/01 12:34 現在 表示件数 10

営業所名	営業所所在地
高知建築本店	高知市丸ノ内 1-2-21
高知土木本店	高知市丸ノ内 1-2-20
愛媛営業所	松山市山越3-15-15
サンプル01営業所	高知市丸ノ内 1-2-A
サンプル02営業所	高知市丸ノ内 1-2-B
サンプル03営業所	高知市丸ノ内 1-2-C
サンプル04営業所	高知市丸ノ内 1-2-D
サンプル05営業所	高知市丸ノ内 1-2-E

閉じる

「**営業所追加**」のボタンを押すと、左のとおり、現在の建設業許可情報に基づく従たる営業所の一覧が表示されるので、委任したい従たる営業所を選んでください。

22 高知県 全委任

営業所追加 営業所変更 営業所削除

25 営業所名 (フリガナ) 必須 コウチエイギヨウショ ①

26 営業所代表者名 (フリガナ) 必須 コウチ タロウ ②

27 営業所代表者名 必須 高知 太郎 ③ 27 代表者役職名 所長 ④

28 営業所所在地 高知県高知市丸ノ内 1-2-20 ⑤

29 郵便番号 780-0875 ⑥

30 電話番号 088-823-9815 ⑦

31 FAX番号 必須 999-999-9999

32 メールアドレス kochi@kochi_kensetu.co.jp ⑧

33 営業所申請業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																							

- ①: 営業所のフリガナを記入してください。
- ②: 営業所長、支社長のフリガナを記入してください。
- ③: 営業所長、支社長の名前を記入してください。なお、この項目は、許可行政庁に対して、様式第13号を提出し、建設業許可情報に登録された者でないと記入できません。

- ④:役職名を記入してください。
- ⑤:FAX番号を記載してください。なお、FAX番号が存在しない場合、お手数ですが「999-999-9999」と記載し申請ください。
- ⑥:メールアドレスを記載してください。このメールアドレスは、**委任先の営業所が指名通知を受け取るなど、実際の入札で用いるアドレス**になります。
- ⑦:委任先の営業所において申請する業種です。ただし、チェックを入れられるのは、審査基準日時点での**委任先の営業所が持っている建設業許可業種**に限られており、かつ、経営事項審査を受審していることが条件となります。

IV. 委任状・様式第13号入力

委任状・様式第十三号入力

23 委任状 委任状は自由様式です。見積、入札、契約の権限の委任がわかるよう記載をお願いします。
委任状のあて名は「申請先自治体の長」としてください。

① 委任状追加

委任状一覧

委任状 必須	ファイルを選択	選択されていません	取消	委任状削除
<input checked="" type="checkbox"/> 高知県（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市上下水道局（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 室戸市（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 安芸市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 南国市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 須崎市（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 宿毛市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐清水市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 四万十市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 香南市（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 香美市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 東洋町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 奈半利町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 田野町（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 安田町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 北川村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 馬路村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 芸西村（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 本山町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 大豊町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 大川村（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> いの町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 仁淀川町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 中土佐町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 佐川町（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 越知町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 植原町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 日高村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 津野町（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 四万十町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 大月町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 三原村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 黒潮町（四国支店）	

②

24 様式第十三号 様式第十三号は、建設業許可の申請に係る様式です。
許可行政庁に対して実際に提出した書面の添付をしてください。

③ 様式第十三号追加

様式第十三号 必須	ファイルを選択	選択されていません	取消	様式第十三号削除
<input checked="" type="checkbox"/> 高知県（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市上下水道局（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 室戸市（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 安芸市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 南国市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 須崎市（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 宿毛市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐清水市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 四万十市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 香南市（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 香美市（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 東洋町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 奈半利町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 田野町（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 安田町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 北川村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 馬路村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 芸西村（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 本山町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 大豊町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 大川村（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> いの町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 仁淀川町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 中土佐町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 佐川町（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 越知町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 植原町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 日高村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 津野町（四国支店）	
<input checked="" type="checkbox"/> 四万十町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 大月町（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 三原村（四国支店）	<input checked="" type="checkbox"/> 黒潮町（四国支店）	

①:委任状を添付します。**複数自治体に申請をする場合、委任状の宛名を「申請先自治体の長」としておまとめください。**（個別で高知県知事、市町村長名又は高知市上下水道局管理者に出す場合は、申請先自治体数に応じて委任状を追加してください。）

委任状において、特に気をつけていただきたい点は次のとおり

- 代表者、受任者の押印をする
- 受任者が営業所長の名前と同一になっているか
- 委任する権限のうちに、「見積・入札」の権限と、「契約締結」の権限が含まれているか
- 委任期間が、入札参加資格の期間と一致しているか

②:受任者が、「建設業法施行令第3条に規定される使用人(令3条使用人)」であることを確認するため、許可行政庁に対し提出した様式第13号を添付してください。なお、様式第13号は、今回の申請のために作成するものではなく、建設業許可申請の1つとして許可行政庁に提出するものなので、実際に許可行政庁に提出したものを添付してください。

V. 出資会社・親子会社・役員の兼任

出資会社名簿入力

①

35 出資会社名簿 必須	<input type="radio"/> 出資会社等なし <input checked="" type="radio"/> 出資会社等あり	<input type="button" value="出資会社追加"/>	<input type="button" value="出資会社削除"/>
番号 1			
36 許可番号 39 - 004649	37 商号又は名称 株式会社県庁土建		
38 所在地 高知市丸ノ内1-7-5-2			
39 代表者名 高知 太郎	40 代表者役職名 代表取締役		
41 出資金額 必須 2,000,000 円			

建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

②

42 (1)会社法に規定する親会社 必須	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	<input type="button" value="親会社追加"/>	<input type="button" value="親会社削除"/>
番号 1			
43 許可番号 39 - 004649	44 商号又は名称 株式会社県庁土建		
45 住所 高知市丸ノ内1-7-5-2			
46 備考			
47 (2)会社法に規定する子会社 必須	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	<input type="button" value="子会社追加"/>	<input type="button" value="子会社削除"/>
番号 1			
48 許可番号 39 - 043900	49 商号又は名称 県庁電気通信株式会社		
50 住所 高知市丸ノ内1-7-5-2			
51 備考			

③

52 (3)役員の兼任 必須	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	<input type="button" value="役員の兼任追加"/>	<input type="button" value="役員の兼任削除"/>
番号 1			
53 兼任先の許可番号 39 - 004649	54 兼任先の商号又は名称 株式会社県庁土建		
55 住所 高知市丸ノ内1-7-5-2			
56 氏名 必須 高知 太郎	57 兼任先における役職 代表取締役		

- ①: **他の建設事業者から出資を受けている場合**に記載してください。
該当する建設事業者は、**出資会社追加**ボタンより検索してください。
- ②:自社から見て、親会社(子会社)に当たる建設事業者を記載してください。
該当する建設事業者は、**親会社(子会社)追加**ボタンより検索してください。
- ③:**自社の役員が他の建設事業者の役員を兼任している場合**に記載してください。
該当する建設事業者は、**役員の兼任追加**ボタンより検索してください。

VI. 住民税特別徴収

入札参加資格審査申請（県内建設）

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。必須

① 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合
現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。
高知県内に住所を有する上記の従業員等が、令和X年1月1日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか1市町村）及びその市町村に居住する従業員等数
市町村名 必須 高知市 従業員数 必須 0 人

② 2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合
高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

③ 3-1 県内事業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がない場合
もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

④ 3-2 県外事業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がない場合
もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記のとおり、相違ありません。

◀ 前へ戻る □ 一時保存 次へ進む ▶

- ①:個人住民税の特別徴収をしている場合に選択します。個人住民税を特別徴収するべき従業員がいるにもかかわらず、個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までに行っていない者は、入札参加資格を申請できませんので、原則、継続して入札参加資格申請を申請する者は、1番を選択する必要があります。
- ②:新規事業主などにあって、審査基準日までに地方税法第321条の4により特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合に選択します。
- ③:県内の事業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がない場合に選択します。
- ④:県外の事業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がない場合に選択します。

§ 住民税の特別徴収とは §

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の4及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者(雇い主)において特別徴収義務のあるのは、昨年中(審査基準日の属する年の1年前の1月1日～12月31日)に給与所得のあった従業員等であって、かつ、審査基準日の属する年の4月1日時点で、申請者から給与の支払を受けることとなる者に限られます。

(例)

	前年の給与所得	今年1月1日時点の住所	今年4月1日の給与所得	今年度における特別徴収の仕方
ア	A社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
イ	A社から	南国市	A社から	A社が特別徴収→南国市へ
ウ	B社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
エ	A社から	徳島市	C社から	C社が特別徴収→徳島市へ
オ	無職	高知市	A社から	前年に給与所得がないので、特別徴収しない
カ	A社から	南国市	無職	年度初日に給与がないので、特別徴収しない

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。(地方税法第321条の4)

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月(6月～翌年5月)の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めなければなりません。(地方税法第321条の5)

3 申告(誓約)の作成の留意点

- (1) 本申告(誓約)は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認するためのものです。
いずれの誓約も行わない場合、資格審査の申請をすることはできません。
- (2) この申告(誓約)は、審査基準日現在で作成し、該当の項目を選択してください。
- (3) 前回の入札参加資格審査において「遅滞なく特別徴収を実施する」誓約を行ったにもかかわらず、対象者がありながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合、入札参加資格申請を受け付けない又は入札参加資格を取り消す場合がありますので注意してください。
- (4) 本申告(誓約)は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供される場合があります。

4 問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当) TEL:088-823-9307

高知県市町村振興課(税政担当) TEL:088-823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

VII. 暴力団排除

暴力団排除照会対象者の入力

51 照会対象の役員等名簿

役員等追加

	氏名	生年月日	性別	役職等	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 編集	削除	社長 勇	昭和34年11月9日		
<input checked="" type="checkbox"/> 編集	削除	副社長 嶽三	昭和35年1月2日		
<input checked="" type="checkbox"/> 編集	削除	専務 総司	昭和42年8月3日		
<input checked="" type="checkbox"/> 編集	削除	常務 新八	昭和39年5月23日		
<input checked="" type="checkbox"/> 編集	削除	執行役 一	昭和44年2月18日		

※「暴力団排除照会対象者」の定義

法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）。

§ 暴力団排除照会対象者

法人：役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
個人：申請者自身。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）

上に該当する者の「氏名」「生年月日」「性別（任意）」「役職等（任意）」を入力する。

VIII. 確認画面

入札参加資格審査申請確認

基本情報

1 許可番号 39 - 999999	2 審査基準決算 2023/03/31	3 申請区分 継続
4 法人／個人区分 法人	5 法人番号 567893999999	6 資本金（千円） 5,000
7 商号名称（フリガナ） ケンチヨウセツビ		
商号名称 株式会社県庁設備		
登記地 [詳細]	支那 総司	昭和42年8月3日
常務 新八	昭和39年5月23日	
執行役 一	昭和44年2月18日	

①クリック

②クリック

申請内容及び添付書類は、事実と相違ないこと並びに「高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱」第3条第5項各号に該当しないことを誓約いたします。また、申請事項に変更があった場合、直ちに変更内容を届け出ます。

＜前へ戻る 一時保存 申請する

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様 ログアウト

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報 申請先 出資会社 地域点数 従事職員 特定工種 住民税 暴排照会 申請する

申請完了

入札参加資格審査の申請が完了しました。

＜ホームへ戻る

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

上の画面が表示されたら申請完了です。

また、申請完了と同時に申請用メールアドレスに対して申請受付メールを送信します。（自動送信）

第3 資格決定通知書

資格決定通知書は、3月後半に、高知県入札参加資格共同電子申請システムからダウンロードできます。

資格決定通知書が発行されると、入札参加資格申請の際に記載いただいたメールアドレスまで、通知書が発行された旨のメールが送付されますので、メールを受け取り次第、内容のご確認をお願いします。

(注)ただし、高知県に入札参加資格を申請した事業者が対象ですので、市町村の入札参加資格しか申請していない場合、本項目における資格決定通知書はダウンロードできません。

〈結果通知書確認方法〉



第4 入札参加資格の変更・資格の取消し

(1) 入札参加資格の変更

以下の申請内容については、年度途中の随時変更が可能です。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 郵便番号
- (5) 電話番号
- (6) FAX 番号
- (7) メールアドレス
- (8) 支店名・支店所在地(従たる営業所)
- (9) 支店長・支社長(令3条使用人)(※2)
- (10) 業種取り下げ
- (11) 会社法上の親会社・子会社の関係

【変更できないこと、変更の必要がないこと】

以下の申請が該当します。

- (1) 年度途中での業種追加はできません。
- (2) 高知県への申請については、「委任なし」から「委任あり」に変更することはできません。
※その他市町村等については、各市町村の入札、契約制度によりますので、各市町村担当者までご確認ください)
- (3) 年度途中での役員等の追加の必要はありません。

(2) 入札参加資格の取消し

次に該当した場合は資格を取り消します。

- (1) 建設業の許可を取り消されたとき
- (2) 申請書類の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき
- (3) 要綱第3条第5項第4号から第8号までのいずれかに該当することになったとき(破産、許可の廃業、銀行当座取引停止等)
- (4) 入札参加資格を辞退したとき
- (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき

第5 入札参加資格の再審査・事前認可

(1) 入札参加資格の再審査

次の①から④に該当する場合は、随時資格審査を受けることができます(任意申請)。

なお、それぞれの区分に応じた経営事項審査の結果を必要としますので、事前に経営事項審査を受審してください。

ただし、①から③の区分について、**事前認可により事業の承継等を行った場合は、これらの制度の適用外**となりますので、ご注意ください。

- ①合併
- ②分割または他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継
- ③事業の一部の譲渡または他の有資格者からの事業の全部若しくは一部の譲受
(分割会社・譲渡会社が引き続き資格の一部を有する場合は、分割会社・譲渡会社も同時に資格審査申請が必要)
- ④協業組合の設立 ※審査手続等については予めご相談下さい

1. 審査基準日

合併、事業譲渡、会社分割等の翌日

2. 提出書類

- ①高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式
- ②合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し
- ③合併等に係る総会議事録の写し
- ④合併、会社分割等後の登記簿謄本
- ⑤その他の参考となる書類

3. 審査方法

書面審査

(2) その他の再審査

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告することとなって いますので、任意の様式により届出を行って下さい。再審査を受ける予定であれば、別に定める 様式(合併等に関する届出書)により、届出をお願いします。実際の審査は、(2)の書類をととの ていただいてからになります。

(再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。)

- ①会社更生法の手続開始の申立てを行った者
- ②特定調停の手続開始の申立てを行った者
- ③民事再生法の手続開始の申立てを行った者

1. 審査基準日

受審日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

2. 提出書類

- ①高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式
- ②経営事項審査申請書類一式
- ③手続開始の決定書の写し
- ④貸借対照表及び損益計算書
- ⑤その他 参考となる書類

3. 審査方法

面接審査

(3) 事業承継及び相続に係る認可の場合について

1. 事前認可とは

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 17 条の 2 及び 3 による)

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割(「事業承継」)を行なう場合、**譲渡人及び譲受人等が当該事業承継の効力が発生する日よりも前に許可行政庁の認可を受けることで、譲受人、合併存続法人又は分割承継法人は譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人の建設業者としての地位を承継することができます。**

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合、その相続人が被相続人の死亡後 30 日以内に許可行政庁へ申請をし、認可を受けることで、被相続人の建設業者としての地位を承継することができます。

なお、詳細な必要書類、手続き方法については、割愛するため、建設業許可の手引き等を参考のこと。

2. 事前認可制度を活用した場合の入札参加資格

高知県の入札参加資格を有している者が、事業承継又は相続の認可を受け承継の事実が発生すると、承継事実発生後に使用することを選択した許可番号で有している入札参加資格がそのまま承継されます。

同様に、承継事実発生後に使用することを選択した許可番号で有している経営事項審査の結果も引き継ぐので、別途経審を受ける必要もありません。

ただし、**入札参加資格の再審査は行えません**ので、予めご注意ください。

(例)建設業者 A の地位を建設業者 B が承継し、建設業者 A の許可番号を使用する場合

商 号	株式会社 A	株式会社 B	→ 承継事実発生	株式会社 B
許 可 番 号	第 1234 号	第 5678 号		第 1234 号
入札参加資格	(建)	(土)		(建)

上記以外の承継方法を希望する場合は、資格の再審査を受ける必要があります。